

製品プラスチック分別収集の実施について

1. 事業の概要

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第33条に基づく再商品化計画の認定を取得し、令和9年4月から製品プラスチックの分別収集を実施します。

※プラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画の認定

自治体が再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けて製品プラスチックの再商品化を行う方法。製品プラスチックの再商品化は、指定法人に再商品化を委託する方法（法第32条）も可能だが、指定法人の基準に従い選別、圧縮等の中間処理が必要となる。法第33条においては、自治体が選定した再商品化事業者との調整により、主体的に再商品化スキームを構築することができる。

2. 分別収集方法

燃やせないごみに含まれている100%プラスチック素材の製品を「製品プラスチック」として分別収集します。

	現在の収集方法（～令和9年3月）	新収集方式（令和9年4月～）																																																												
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ●燃やせないごみとして排出 ●指定収集袋に入れて排出（有料）  <p>燃やせないごみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●100%プラスチック素材の製品 ●1辺の長さが50センチ以下 ●透明・半透明の袋に入れて排出（無料）  <p>製品プラスチック 燃やせないごみ</p>																																																												
収集日	<ul style="list-style-type: none"> ●「燃やせないごみ(隔週水曜日)」の日に収集 ●「燃やせないごみ」の集積場所に排出 <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> </tr> <tr> <th>Mon</th> <th>Tue</th> <th>Wed</th> <th>Thu</th> <th>Fri</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 びん・かん ペットボトル 廃食用油 金属類</td> <td>2 燃やせない ごみ</td> <td>3 燃やせる ごみ</td> <td>4 プラスチック類 容器包装類</td> </tr> <tr> <td>7 燃やせる ごみ</td> <td>8 古紙類</td> <td>9 衣類 布類</td> <td>10 燃やせる ごみ</td> <td>11 プラスチック類 容器包装類</td> </tr> <tr> <td>14 燃やせる ごみ</td> <td>15 びん・かん ペットボトル 廃食用油 金属類</td> <td>16 燃やせない ごみ</td> <td>17 燃やせる ごみ</td> <td>18 プラスチック類 容器包装類</td> </tr> <tr> <td>21 燃やせる ごみ</td> <td>22 古紙類</td> <td>23 スルーかん</td> <td>24 燃やせる ごみ</td> <td>25 プラスチック類 容器包装類</td> </tr> </tbody> </table>	月	火	水	木	金	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri		1 びん・かん ペットボトル 廃食用油 金属類	2 燃やせない ごみ	3 燃やせる ごみ	4 プラスチック類 容器包装類	7 燃やせる ごみ	8 古紙類	9 衣類 布類	10 燃やせる ごみ	11 プラスチック類 容器包装類	14 燃やせる ごみ	15 びん・かん ペットボトル 廃食用油 金属類	16 燃やせない ごみ	17 燃やせる ごみ	18 プラスチック類 容器包装類	21 燃やせる ごみ	22 古紙類	23 スルーかん	24 燃やせる ごみ	25 プラスチック類 容器包装類	<ul style="list-style-type: none"> ●月1回の水曜日（衣類・布類と同日）に収集 ●「資源物」の集積場所に排出 <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> </tr> <tr> <th>Mon</th> <th>Tue</th> <th>Wed</th> <th>Thu</th> <th>Fri</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 びん・かん ペットボトル 廃食用油 金属類</td> <td>2 燃やせない ごみ</td> <td>3 燃やせる ごみ</td> <td>4 プラスチック類 容器包装類</td> </tr> <tr> <td>7 燃やせる ごみ</td> <td>8 古紙類</td> <td>衣類・布類 製品プラ スチック</td> <td>10 燃やせる ごみ</td> <td>11 プラスチック類 容器包装類</td> </tr> <tr> <td>14 燃やせる ごみ</td> <td>15 びん・かん ペットボトル 廃食用油 金属類</td> <td>16 燃やせない ごみ</td> <td>17 燃やせる ごみ</td> <td>18 プラスチック類 容器包装類</td> </tr> <tr> <td>21 燃やせる ごみ</td> <td>22 古紙類</td> <td>23 スルーかん</td> <td>24 燃やせる ごみ</td> <td>25 プラスチック類 容器包装類</td> </tr> </tbody> </table>	月	火	水	木	金	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri		1 びん・かん ペットボトル 廃食用油 金属類	2 燃やせない ごみ	3 燃やせる ごみ	4 プラスチック類 容器包装類	7 燃やせる ごみ	8 古紙類	衣類・布類 製品プラ スチック	10 燃やせる ごみ	11 プラスチック類 容器包装類	14 燃やせる ごみ	15 びん・かん ペットボトル 廃食用油 金属類	16 燃やせない ごみ	17 燃やせる ごみ	18 プラスチック類 容器包装類	21 燃やせる ごみ	22 古紙類	23 スルーかん	24 燃やせる ごみ	25 プラスチック類 容器包装類
月	火	水	木	金																																																										
Mon	Tue	Wed	Thu	Fri																																																										
	1 びん・かん ペットボトル 廃食用油 金属類	2 燃やせない ごみ	3 燃やせる ごみ	4 プラスチック類 容器包装類																																																										
7 燃やせる ごみ	8 古紙類	9 衣類 布類	10 燃やせる ごみ	11 プラスチック類 容器包装類																																																										
14 燃やせる ごみ	15 びん・かん ペットボトル 廃食用油 金属類	16 燃やせない ごみ	17 燃やせる ごみ	18 プラスチック類 容器包装類																																																										
21 燃やせる ごみ	22 古紙類	23 スルーかん	24 燃やせる ごみ	25 プラスチック類 容器包装類																																																										
月	火	水	木	金																																																										
Mon	Tue	Wed	Thu	Fri																																																										
	1 びん・かん ペットボトル 廃食用油 金属類	2 燃やせない ごみ	3 燃やせる ごみ	4 プラスチック類 容器包装類																																																										
7 燃やせる ごみ	8 古紙類	衣類・布類 製品プラ スチック	10 燃やせる ごみ	11 プラスチック類 容器包装類																																																										
14 燃やせる ごみ	15 びん・かん ペットボトル 廃食用油 金属類	16 燃やせない ごみ	17 燃やせる ごみ	18 プラスチック類 容器包装類																																																										
21 燃やせる ごみ	22 古紙類	23 スルーかん	24 燃やせる ごみ	25 プラスチック類 容器包装類																																																										

3. 今後のスケジュール

日程		事業の進行	主な周知計画
R7年度	3月	・事業者との協定締結（31日）	
R8年度	4月	・全員協議会（22日）	
	5月		・まちぢから協議会定例会にて周知 ・環境指導員会議にて周知
	6月	・再商品化計画申請	
	7月		
	8月		
	9月	・大臣認定	
	10月		・記者発表（分別収集の実施） ・まちぢから協議会定例会にて周知
	11月		・環境指導員会議にて周知
	12月		・チラシ全戸配布
	1月		
	2月		・記者発表（4月から分別収集開始）
	3月		・広報紙掲載 ・集積場所設置看板掲示
	R9年度	4月	・分別収集開始